

第35回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月27日（水） 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（3階）

3. 出席委員 12名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一		
10	鈴木 敏文			12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 2名

9	金曾 千春	11	寺嶋 誠一
---	-------	----	-------

5. 議事日程

- 日程第1 農業委員会業務報告について
- 日程第2 議案第15号 大樹町地域計画変更に係る意見書の提出について
- 日程第3 議案第16号 農地法第3条の規定による許可について
- 日程第4 議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 日程第5 議案第18号 令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後2時25分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、第35回、大樹町農業委員会、総会を開きます。
------	--

	<p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、10番・鈴木 敏文委員、12番・牧田 日出男委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、4月30日開催の第34回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、5月13日、第1班 岩岡班長以下委員4名と穀内会長において、開進地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議を行っております。</p> <p>5月15日、農業担い手センター全体会議がJA大樹町で開催され、穀内会長、事務局長が出席しております。</p> <p>5月20日、中島酪農祭が中島コミュニティセンターで開催され、農業委員会からお祝いを届けております。</p> <p>同じく、5月20日、南十勝農業委員会事務局長会議が広尾町で開催され、事務局長が出席しております。</p> <p>5月22日、第3班 乙部班長以下委員4名と穀内会長において、大和地区の農地につきまして、賃貸借のあっせん会議を行っております。</p> <p>次に2番「農地法第3条の3の規定による受理通知について」です。番号1番、■■の■■■■氏が字■■、他■■筆、■■■㎡（ハイムメートル）の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>次に3番「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」です。</p> <p>今回、8件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。資料1を添付しております。</p> <p>最後に4のその他で5月15日基準日の作況調査につきまして、調査結果資料2を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第15号「大樹町地域計画の変更に係る意見書の提出について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第15号「大樹町地域計画の変更に係る意見書の提出について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第19条第1項において、市町村は地域計画を定めることとされており、同条第6項において、地域計画を変更しようとする時は、あらかじめ、農業委員会など関係機関の意見を聴かなければならないと定めております。</p> <p>今回の変更内容は1件で、中島地区での農家住宅建設による経営面積の減となっております。つきましては、この計画変更についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしく願います。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>

薩田係長	<p>大樹町地域計画の変更に伴い、大樹町長から意見照会されている案件であります。</p> <p>事業計画者は、大樹町字■■■、■■■ ■■■ ■■■。変更対象の地域名は、大樹地区。変更の内容は、経営面積減。地番は、字■■■。地目は、畑。面積は、■■■㎡のうち■■■㎡。理由は、農地転用に伴う農振除外のためとなっており、先月の総会で農業振興地域整備計画の除外について審議した件でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第15号「大樹町地域計画の変更に係る意見書の提出について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。つきましては、大樹町地域計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答することといたします。</p> <p>日程第3、議案第16号、「農地法第3条の規定による許可について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第16号「農地法第3条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や賃借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。</p> <p>今回審議いただく案件は、4件です。</p> <p>内訳は、農地の交換による所有権移転が2件、賃貸借が2件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■、■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。経営面積は、■■■㎡であり、申請番号2番の■■■ ■■■ ■■■が所有する字■■■、字■■■の2筆と交換となります。本地区の担当委員は、太田福司委員となっております。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■、他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。申請番号1番の■■■ ■■■が所有する字■■■との交換となります。本地区の担当委員は、太田福司委員となっております。</p> <p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■、他■筆、登記簿、現況</p>

	<p>地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■であります。経営面積は、■■㎡であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、太田福司委員となっております。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■、他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■、借主は、■■ ■■ ■■であります。経営面積は、■■㎡であり、賃料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、水野敦委員となっております。</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番から3番について、地区担当委員より調査報告を求めます。■■地区担当委員、■■ ■■ 委員から報告願います。</p>
<p>太田福委員</p>	<p>申請番号1番と2番は所有権移転に伴う件です。申請番号3番は賃貸借となっております。</p> <p>申請番号1番と3番はいずれも法人化に伴い意欲的に農業経営を行っており、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>また、申請番号2番は法人の構成員であり所有権移転後と同時に当該法人に賃貸借をすることにより、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>次に、申請番号4番について、地区担当委員より調査報告を求めます。■■地区担当委員、■■ ■■ 委員から報告願います。</p>
<p>水野委員</p>	<p>申請番号4番につきましては、借主の希望による賃貸借の案件です。借主は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第16号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番から4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」の件を議題とい</p>

	<p>たします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は7件です。</p> <p>内訳は、農地保有合理化事業による売渡が7件となっております。つきましては、計画案について、ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■、他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。平成28年度農地保有合理化事業による売渡となります。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■、他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。平成28年度農地保有合理化事業による売渡となります。</p> <p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■、他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。令和3年度農地保有合理化事業による売渡となります。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■、他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。令和3年度農地保有合理化事業による売渡となります。</p> <p>申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■、他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。令和3年度農地保有合理化事業による売渡となります。</p> <p>申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■、他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。令和3年度農地保有合理化事業による売渡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。なお、申請番号1番から6番については、農地保</p>

	<p>有合理化事業の売り渡しのため、地域調整報告を省略します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第17号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号1番から6番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号7番の審議にあたり、■■ ■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>それでは、申請番号7番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■、他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■ ■■、譲受人は、■■ ■■ ■■であり、当地における売買価格は、■■円、10a当り■■円です。令和3年度農地保有合理化事業による売渡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。なお、申請番号7番については、農地保有合理化事業の売り渡しのため、地域調整報告を省略します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第17号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号7番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第18号、「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第18号「令和7年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業委員会は、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他、農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。</p> <p>今回、ご審議いただきます議案につきましては、令和4年2月の農林水産省経営局通知により、「農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする」と定められていることから、本総会にお諮りするものです。</p> <p>つきましては、令和7年度の点検・評価についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>

穀内会長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。
清原局長	<p>それでは、「別紙様式5」と記載してあります、標題が「令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。</p> <p>1の農業委員会の状況、これは8年4月1日現在になります。農業委員会の現在の体制では、任命・委嘱年月日は、令和5年7月20日、任期満了年月日が、令和8年7月19日となります。その下の「農業委員数」ですが、定数・実数ともに14名で、内訳は記載のとおりとなっております。この中に女性の欄がありますが、認定農業者の欄を優先に記載することとなっておりますので、女性欄は0となっております。次に、右側の表の農地利用最適化推進委員は定数0となります。ちなみに、農地利用最適化推進委員とは、担当区域において担い手への農地利用の集積・集約化などの活動を通じて農地等の利用を推進するための活動を行う委員のことで、法によって設置が義務付けされています。ただし特例として、遊休農地面積の割合が1%以下で、かつ、農地の集積率が70%以上の市町村は、委嘱しないことができると規定されています。後ほど大樹町の集積率が出てきますが、現状85.5%となっております、70%を大きく上回っています。この特例により、大樹町を含む十勝管内のすべての農業委員会では推進委員を委嘱しておりません。</p> <p>次に、2の農家・農地等の概要については、総農家数や農業経営体数、右の表に移りまして、農業者数については直近の農林業センサスの数値を記載しています。認定農業者数は、124経営体、基本構想水準到達者は、4経営体となっております、耕地面積は普通畑14,200haとなっております。裏面をご覧ください。</p> <p>2最適化活動の実施状況の「1 最適化活動の成果目標」、「(1) 農地の集積」、「①現状及び課題」で表の真ん中に「これまでの集積面積B」の欄ですが、12,142ha、集積率が、85.5%となっております。</p> <p>次に「②目標」の欄ですが、「農地の集積の目標年度」は令和7年度、「今年度の新規集積面積」をゼロ、これは、集積が進んで面積が増える分と、転用や現況証明等で面積が減る分を考慮して、せめて減らさないようにしたいということからゼロとしております。ということで、今年度末、令和7年度末の集積面積Dを現状と同様に、12,142haと設定してございました。</p> <p>これに対し「③実績」ですが、「今年度の新規集積面積」が8ha、「今年度末の集積面積G」が12,150ha、「目標に対する達成状況」は100.0%となっております。これらに伴い、下の「農業委員会の点検結果」は「概ね目標どおりとなった」としてしております。</p> <p>次に「(2) 遊休農地の発生防止・解消」については、遊休農地はありませんので、ゼロを並べており、次のページの中段、④その他の下、「農業委員会の点検結果」は「遊休農地発生防止のため、適切に農地パトロールを実施した」としてしております。</p> <p>次に「(3) 新規参入の促進」では、実績がありませんので、次のページの③実績の下の「農業委員会の点検結果」は「既存経営体の農地不足により、新規参入するための農地の確保が困難である」としてしております。</p>

	<p>「2 最適化活動の活動目標」ですが、一人当たりの活動日数を月3日、活動強化月間の設定回数を3回としており、②実績としましても、4月～5月にあつせん会議等による集積の推進を図り、11月6日に農地パトロールを実施し、活動回数が3回となっております。</p> <p>次のページの下段、「目標の達成状況の評語」及び「推進委員等の点検・評価結果」は、これらの達成状況に伴い「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。</p> <p>次のページ、「3、事務の実施状況」につきましては、記載のとおりですので、後ほどお目通しください。</p> <p>なお、この点検・評価につきましては、去る4月30日開催の、農政委員会でご審議いただき、総会にお諮りする旨のご了承をいただいております。</p> <p>以上で「令和7年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）」の説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、農政委員会より報告を求めます。</p> <p>農政委員長 金曾 浩文 委員より報告願います。</p>
金曾委員	<p>議案第18号について、報告いたします。</p> <p>4月30日に農政委員会を開催し、令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価の内容について審議いたしました。</p> <p>審議した結果、農政委員会においては、内容等に不備はなく、総会に諮ることを了承しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第17号、令和7年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。</p>
清原局長	<p>次回の総会につきましては、7月1日水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和8年5月27日

会 長 穀内 和夫

委員( 10 番) 鈴木 敏文

委員( 12 番) 牧田 日出男